



共働事業提案制度が はじまります！

宇美町では、地域課題の効果的かつ効率的な解決を図り、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体の先駆性、専門性、独自性等を生かした、町民活動団体と宇美町が共働で実施する公益的な事業提案を募集する、「宇美町共働事業提案制度」を実施します。

社会の変化に伴い、まちには新たな地域課題が増えてきています。子育て支援、高齢者福祉、文化交流、防災など様々な分野で、あなたの自由なアイデアをまちづくりに生かしてみませんか。まずは下記の説明会にご参加いただくか、まちづくり課（共働推進窓口）までお気軽にお問い合わせください。

募集期間 1月10日(火)～2月10日(金)

共働事業提案制度の概要

●対象となる団体

ボランティア団体、行政区（自治会）、小学校区コミュニティ運営協議会その他の自主的に社会貢献性を持つ活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体です。

●経費の負担額

事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内（1事業あたり30万円を限度とする）を町が負担しますので、実施団体は総事業費のうち町の負担額以外の額を負担いただきます。

●審査（応募等の流れは裏面参照）

提案された共働事業については、学識者や一般公募住民等で構成される共働事業提案制度実施判定委員会において、申請団体からの公開プレゼンテーションを経て実施を決定します。

説明会を実施します！

**参加費
無料！**

●開催日時・場所

①12月9日（金）14時30分～

場所：宇美町ボランティア・町民活動支援センターふみらぼ

②12月13日（火）19時～

場所：宇美町役場2階大会議室(右)

※①、②は同一の内容です。どちらか一方にご参加ください。

●参加申込

開催日前日までに
まちづくり課に
ご連絡ください。



応募から事業実施までの流れ

事業担当課との事前協議

団体と事業担当課の役割分担等、事前に十分な協議が必要です。



2月10日
締切



応募書類の作成・提出

公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションにより、審査を行います。



実施決定及び通知

事業実施

平成30年3月31日までに事業を完了してください。

事業の成果や課題等を整理



実施報告書の作成・提出

事業完了の日から14日以内に、報告書等を町長に提出する必要があります。



共働事業報告会

事業の成果や収支決算等について、団体による報告会を実施します。



詳細は、下記までお気軽にお尋ねください！
問い合わせ 宇美町役場 まちづくり課(共働推進窓口)
TEL934-2370 e-mail: kyoudou@town.umi.lg.jp

